

十二年法律第百十八号)が適用された市町村の区域に令和元年十月十二日において住所を有する年金たる保険給付の受給権者であつてその生年月日(法第百六条の遺族補償年金又は法第百二十二条の四第ニ項の遺族年金の受給権者にあつては、当該年金たる保険給付を支給すべき事由に係る労働者の生年月日)の属する月が七月から十二月までの月に該当するものが令和元年において報告書を提出すべき日は、その定めにかかわらず、同年十二月二十七日とする。

令和元年十月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

○厚生労働省告示第百五十三号

労働者災害補償保険法施行規則第二十一条第一項の規定に基づく年金たる保険給付の受給権者がその日までに報告書を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日(昭和六十三年労働省告示第百九号)において、年金たる保険給付(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号。以下「法」という。)の規定による年金たる保険給付をいう。以下同じ。)の受給権者がその日までに報告書を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日のうち、令和元年台風第十九号に際し災害救助法(昭和二十